

業務指示書

ベトナム国北西部持続的森林管理事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月18日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月24日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林資源管理に関する各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/持続的森林管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：森林管理に関する各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林開発/森林管理】

- 1) 類似業務の経験：森林開発に関する各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農村開発/生計向上】

- 1) 類似業務の経験：農村開発に関する各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0054 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/持続的森林管理
森林開発/森林管理
農村開発/生計向上

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.03 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月16日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国北西部持続的森林管理事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/持続的森林管理	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林開発/森林管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農村開発/生計向上	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ベトナムにおいては、1943年に43%であった森林被覆率が、農地転換や違法伐採等により1990年には28.4%まで減少し、環境、経済、国民生活に多大な影響を与えていた。これに対し、ベトナム政府は「327プログラム」（1993～2000年）、「5百万ヘクタール造林計画」（通称：661プログラム）（1998～2010年）を策定し、森林面積の増大、住民生活の向上等に取り組んできた。これら森林回復の取り組みの結果、森林被覆率は2010年に41.9%まで回復したが、森林面積だけでなく森林の質の向上や持続的管理が求められている。本事業の対象となる北西部地域はベトナム国内でも貧困率の高い地域であり、焼畑や違法伐採等が主要原因となり、森林の劣化が進んでいる。

ベトナム政府は、2012年に「森林保護開発計画（2011～2020年）」を策定し、森林被覆率45%の達成の他、森林の生産性と質の向上、地域住民の貧困削減への寄与、国営森林企業の改革を目標に掲げ、具体的には森林分与の推進、森林環境サービス支払い制度（PFES）の導入、植林推進のためのODAを含む融資制度の活用等を実施している。また、2013年の森林セクター改革提案においては、森林の付加価値向上や木材加工業の育成等、森林セクターの経済成長への貢献を明確に謳うとともに、北西部省の方向性として、保護林、特別利用林、生産林の開発促進を通じた流域保全とPFESを通じた住民の便益増加の方針を示している。さらに、森林の減少及び劣化による温室効果ガスの排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積量の増大（REDD+）に係る国際的なイニシアティブを踏まえ、ベトナムでも2012年に国家REDD+アクションプログラムが承認され、各省で省REDD+アクションプラン（PRAP）の策定を含むREDD+実施体制の整備を進めることとしている。その一環として、JICAは、2015年8月より技術協力「持続的自然資源管理プロジェクト」で北西部4省（ホアビン省、ソンラ省、ディエンビエン省、ライチャウ省）のPRAP策定を支援している。

以上を踏まえ、森林の質の劣化と自然災害の増加が課題である北西部省において、PRAP実施促進に資するべく、森林被覆率の向上、森林の持続的管理と付加価値向上を目的とした「北西部持続的森林管理事業」（以下、「本事業」という。）の支援要望がベトナム政府から表明された。本事業は、2015年8月から2020年8月の予定で開始した技術協力プロジェクト「持続的自然資源管理プロジェクト」の成果の面的展開を図ることを念頭に、当該技術協力プロジェクトと一体的に形成、実施する方針である。尚、本業務は、有償資金協力事業として実施する為の審査に必要な調査を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

北西部持続的森林管理事業

(2) 事業目的

北西部省において PRAP 実施促進に資するべく植林、森林保全活動、森林モニタリング、森林・村落インフラの整備、生計向上支援等を通じて域内森林の質・量の向上及び森林管理体制の構築を図り、もって同国の環境保全、経済発展、貧困削減及び気候変動対策に寄与するもの。

(3) 事業内容

北西部の4省において、植林、森林保全活動、森林モニタリング、林道、森林保全所等の森林インフラ、農道、灌漑施設、給水施設等の村落インフラの整備、生計向上支援等を実施する。

(4) 事業対象地域

ホアビン省、ソンラ省、ディエンビエン省、ライチャウ省

(5) 関係官庁・機関

農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : 以下、「MARD」という。)

MARD 傘下の森林分野有償資金協力の実施機関である森林事業管理委員会 (Management Board for Forestry Projects : 以下、「カウンターパート機関 (C/P 機関)」という。)

対象4省の農業農村開発局 (Department of Agricultural and Rural Development : 以下、「DARD」という。)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・ 保全林造林・持続的管理事業 (円借款 : 2012年3月 L/A 調印、77.03億円)
- ・ 地方開発・生活環境改善事業 (第3期) (円借款 : 1999年3月 L/A 調印、120億円)
- ・ 持続的自然資源管理プロジェクト (技術協力 : 2015年8月~2020年8月)
- ・ 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト (SUSFORM-NOW) (技術協力 : 2010年8月~2015年8月)
- ・ 気候変動対策支援プログラム (I) ~ (V) (円借款 : 2010~2015年、合計 : 600億円)

3. 業務の目的

本業務は、本事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2015年7月29日署名の Minutes of Meetings に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われる予定であるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があることに留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議について

成果品のうち、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートの作成においては、JICA との協議とともに、特に農業・農村開発省、各地方省人民委員会をはじめとしたベトナム側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて、適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。

(3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力

d) 操業・運営／維持・管理体制

e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(4) 環境社会配慮および REDD+セーフガード

本事業については、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。ベトナム政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きにつき確認し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩和策の検討、環境管理、モニタリング計画の提案、必要に応じてステークホルダーミーティングの開催支援を行う。調査の初期の段階で、本事業において想定される事業スコープを確認し、環境カテゴリ分類の変更を要する事業スコープが含まれるか否かについて把握し、JICA に報告すること。また、本案件 REDD+関連案件であることから、ベトナム国内で協議が進められている REDD+セーフガードの動向にも留意し、セーフガードの対応も含め REDD+の要件を満たせるよう先方政府による必要な手続き等についても併せて検討を行い、その結果を本調査報告書に反映すること。

(5) 相手国政府作成の各種計画（案）に基づく事業計画の策定

本業務では、ベトナム政府が作成予定の F/S、環境影響評価（Environmental Impact Assessment 以下 EIA）等の各種計画（案）をレビューした上で必要な調査を行い、より効果的・効率的かつ環境社会影響を最小化した計画を提案することを想定しているものの、調査開始時点において、ベトナム政府による各種計画（案）作成が完了していないことが十分想定される。その為、本調査を通じて得た調査結果をベトナム政府が作成する各種計画（案）に反映する事を通じて、計画策定の支援を行うことを念頭に調査実施方針を策定のこと。尚、F/S、環境影響評価（Environmental Impact Assessment 以下 EIA）等各種計画（案）に係る調査実施方針については、JICA に相談の上、決定すること。

(6) 森林減少のドライバー要因分析および保全推進に向けての貧困・ジェンダー配慮の視点

持続的森林管理、生計維持・向上活動を推進していく上で、森林資源に依存し、また往々にして森林減少の原因ともなる貧困層や、ジェンダーへの配慮は

重要である。そのため、本業務において実施する社会調査においては、次の項目についても調査する。

1. より有効な対策を検討するため、どういった層(耕作地の有無、民族、社会階層等)の住民がどのような理由・方法で森林減少の原因となる伐採行為等を行っているかの確認
2. 対象地域において、森林保全推進に係る土地や林産物利用の規制強化により、負の影響を受ける層の特定と有効な対策
3. 森林資源との関わり（利用方法）において男女別の生産・再生産活動における責任・役割の把握
4. 男女別の責任・役割の違いに由来するニーズ、課題の違いの確認

上記を踏まえ、事業実施時に働きかける対象、森林減少のドライバーに対する有効な対策をジェンダーの視点も踏まえて検討し、その結果を報告書に含めること。

(7) 技術協力との一体的な実施

本事業は、2015年8月から2020年8月までの予定で開始した技術協力プロジェクト「持続的自然資源管理プロジェクト」との一体的な実施及び、同技術協力の成果の面的展開を図ることを目標としている。特に、本事業では、同技術協力の支援により策定予定である各省のPRAPの実施促進が期待される。また、森林モニタリングの実施に当たっては、技術協力プロジェクトSUSFORM-NOWで開発した省森林モニタリングシステム(PFMS)の普及も重要である。その観点から、実施中の技術協力プロジェクトとの連携を十分念頭におき、その成果拡大を意図した事業内容を検討すると共に、事業の実施体制についても十分に確認し、効果的な実施体制を提案すること。

(8) 森林開発・管理分野における他プロジェクトとの関係

森林開発・管理分野に対して、国内外の様々な機関が支援を実施していることから、それらの事業内容と整合がとれ、かつ重複がないようにすること。

(9) 実施中及び過去の類似事業の教訓の活用

本事業は、中部沿岸部の11省で実施中の「保全林造林・持続的管理事業」及び実施済の「地方開発・生活環境改善事業(第3期)」植林事業の後続案件と位置付けられる。また、本事業実施にあたっては、技術協力プロジェクトSUSFORM-NOW及び現在実施中の技術協力プロジェクト「持続的自然資源管理プロジェクト」と事業の関連性が高いことから、これら類似事業の教訓・成果を十分検証し、本事業に活用すること。

なお、「保全林造林・持続的管理事業」における植林地は保全林管理委員会が使用権を持つ土地を対象としていたが、本事業が対象とする北西部の場合は土地使用権が地域住民に分与されている場所が多い。よって、「保全林造林・持続的管理事業」における工程に加えて、住民との合意形成などの工程の追加が想定される。類似事業との内容の違いを踏まえ、北西部で先行する技術協力プロジェクト SUSFROM-NOW や「持続的自然資源管理プロジェクト」での住民との合意形成プロセスを参照の上、必要な工程を検討すること。

6. 業務の内容

(1) 調査項目

下記調査項目につき、C/P 機関、関係機関に対するヒアリング及び現地踏査により情報収集・分析及び提言を行う。

1) インセプションレポートの作成及び協議

ベトナム政府からのプロポーザル資料及び JICA が実施した「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト詳細計画策定調査」(2014 年 10 月及び 2015 年 1 月) 等の関連資料の内容を確認したうえで、JICA 東南アジア第 3 課、資金協力業務部設計・積算審査室等と協議の上、調査全体の方針・方法、詳細な調査内容、作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ベトナム側実施機関である C/P 機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明する。また、6. (1) 調査項目につき、関係機関に対するヒアリング、現地踏査等を通して、情報収集・分析及び提言を行う。

2) 事業の背景・経緯、妥当性の確認

ベトナムにおける上位・関連政策、開発計画及び(「第 3 業務実施上の条件」4. に示す配布・公開資料)の内容を確認し、本事業の背景・経緯を確認する。また、事業対象地域の自然条件、経済・社会状況及び国及び事業対象地域の森林セクターの現状、課題、ベトナム政府及び関連ドナーによる事業実績等の分析を踏まえ、本事業の位置づけを整理し、本事業全体の妥当性、必要性を確認する。

本事業の妥当性、必要性の検討にあたっては、「地方開発・生活環境改善事業(第 3 期)」、「保全林造林・持続的管理事業」、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」の事業実施上の課題、教訓、グッドプラクティス等のレビューを踏まえたものとするこ

と。この際、JICA が 2010 年から 2014 年に実施した無償資金協力「第二次中南部海岸保全林植林計画」についても、各省における活用、実施状況を別紙「先行無償資金協力の教訓・成果活用に係る調査仕様書」に基づき、確認する。

3) 事業対象省のレビュー、事業対象地域(コミューンレベル)選定基準の策定、事業対象候補地域の選定

① 事業対象省のレビュー

以下の項目を念頭に事業対象省 4 省及び対象県のレビューを行う。

- 気候、植生、土壌
- 土地利用状況(中長期計画含む)、土地権利関係(慣習的な利用権含む)、重要な自然生息地の有無(政府の計画および実態の確認含む)
- 森林荒廃要因分析、森林面積、森林管理状況(行政・住民の管理・実施能力評価)、PFES の実施状況、森林保全ニーズ
- 自然災害経験
- 民族・社会構造
- 貧困率・土地利用権分配状況(農業+森林地)
- 就業構造
- 農村金融サービスの利用状況と課題
- 他ドナーの活動状況
- 林業・加工業等マーケットと森林資源の状況(非木材林産品を含む等)

② 事業対象地域(コミューンレベル)選定基準の策定

① の結果、C/P 機関・DARD からのヒアリング・協議、政府承認済みのディエンビエン省 PRAP における優先地域(コミューンレベル)の選定基準も参考にしつつ、事業対象地域(コミューンレベル)選定基準(案)を作成する。選定基準(案)作成にあたっては、第 3 業務実施上の条件、4. 記載の有償資金協力の事業案(英文)等の調査を参照するとともに、事業対象候補地域となりうるコミューンを 2~3 選定し社会経済調査(森林資源への依存形態、貧困状況、住民の生計手段・家計収支、生計向上ニーズ把握、森林保全への意識等)を行い、選定基準(案)を最終化すること。また、本調査の社会経済調査に関して、関連調査が技術協力プロジェクト「持続的自然資源管理プロジェクト」の下で、実施される予定であることから本調査実施にあたっては、上記技術協力プロジェクトの下で実施される調査結果の内容の精査及び活用を検討すること。

③ 事業対象候補地域の選定

② で作成した選定基準を下に事業対象候補地を1省20～30コミュニティを選定し、ロングリストを作成する。

4) 事業スコープの検証

ベトナム政府作成の事業プロポーザル及び2)で選定した事業対象候補地域の状況及び各4省の事業ニーズ等を踏まえ、本事業の対象となる事業の概略設計を確認・検討する。検討にあたっては、下記①～⑥を念頭に行うこと。

① 各省において実施する事業コンポーネントの策定

事業コンポーネントとしては、植林、森林保全活動、森林モニタリング、森林・村落インフラ整備、生計向上活動及びそれらに係る人材育成支援が想定されている。

② 農村・森林インフラに係る仕様・設計の確認

③ 各省の実施機関による事業実施経験、事業実施能力

④ 各省において実施する事業実施方法・手順の検討・策定

JICA 類似事業を参照に、地域住民が持続的森林管理を行うために必要な体制、方法論を確認し、本事業実施方法、手順等を策定する。

⑤ 各省における事業実施に係る許認可の確認

ベトナム国内での事業許認可 (F/S レポート等)、環境社会配慮に係る許認可 (EIA レポート等)、造林活動、森林・村落インフラ建設の許可、その他本事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。これら許認可等が必要となる場合は、その手続き、責任機関、所要期間について確認する。

⑥ 各省において実施する事業規模の検討・策定

5) インテリムレポートの作成

上記調査結果を中心とした中間報告をインテリム・レポートに取り纏め、JICA に対して説明し、内容を協議・確認する。インテリム・レポートには、環境カテゴリ変更の要否を検討、確認できるよう6. (1) 調査項目2)～3)を必ず含めること。

6) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス (全体事業管理、基本設計、入札・調達補助、施工監理) の TOR 案及びその規模 (M/M) について、計画する。

7) 施工・調達方法

概略設計された施設について施工方法を確認した上で、ベトナムにおいて実施されている類似事業の施工、調達事情（類似建設工事の入札と契約、現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）、現地施工業者に係る一般事情）、事業の地域性、業務内容等を考慮したうえで、調達方法（入札手法、調達パッケージ、契約約款）につき検討を行うこと。調達方法決定にあたっては、JICA、C/P 機関と十分協議の上策定を行うこと。

8) 事業実施スケジュール

本事業の事業実施スケジュール作成にあたっては、5（7）に十分留意し、各省において実施する事業の現実的かつ効果的な実施スケジュールを策定すること。この際、本体施工以外の工程（EIA 承認、FS 承認含む）を示した上で、作業工程別のスケジュールを策定し妥当性を検討すると共に、各施工項目の工程を明示した内容とすること。

9) 事業実施体制

ベトナムで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業の実施における責任、監督、実施体制を確認する。具体的に、事業実施体制については、以下①～⑤の項目を検討し、留意すべき事項について整理し、必要な体制について提案する。

- ① 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- ② 実施機関全体の所掌業務、組織構造、財務状況、人員体制
- ③ 実施機関の本事業実施上の責任・監督・実施体制（監督官庁含む指揮命令系統、人員体制。法的位置づけを含む）
- ④ 実施機関の本事業に係る安全管理、品質管理、スケジュール管理、会計管理、行政手続き、環境社会配慮に係る体制、能力
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

10) 運営・維持管理体制

本事業で植林・保全した森林、建設した施設の適切な運営・維持管理体制について、以下の①～⑥項目を検討する。⑥策定にあたっては、5.（9）に挙げた円借款事業、技術協力プロジェクトの知見共有の観点も念頭に策定を行うこと。

- ① 運営・維持管理体制の確認（環境社会配慮に係る体制・能力含む）
- ② 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的

な位置づけを含む)

- ③ 運営・維持管理機関の財政・予算確保状況及び事業実施後の財務的持続性
- ④ 運営・維持管理機関の技術水準
- ⑤ 運営・維持管理機関の実績
- ⑥ 運営・維持管理機関のトレーニング計画の策定

1.1) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)」)に基づき、環境社会配慮面からの代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。尚、本項目に記載事項のうち、必要な項目について、情報収集支援を目的に再委託することを認める。

本事業に係る EIA は実施機関が策定予定であるものの、調査開始時点において EIA の作成が完了していない可能性が高いことから、先方実施機関の作成状況を踏まえ、調査方針を JICA と相談の上、調査を行うこと。本案件は REDD+関連案件であるため、ベトナム国内で協議が進められている REDD+セーフガードの動向にも留意し、セーフガードの対応も含め REDD+の要件を満たせるようにする必要がある。そのため、本調査項目 9) とは分けて、REDD+セーフガードの動向、満たすべき REDD+セーフガードの要件等について、調査・確認の上、報告書にまとめること。

(ア)ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等)の確認

(イ)ベトナムにおける環境社会配慮制度・組織の確認

- ① 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等¹

¹ 環境カテゴリが B、C もしくは FI であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに EIA が承認されることが望ましいため、その点を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働き

② JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

③ 関係機関の役割

(ウ)本調査初期段階における事業における事業コンポーネント確定の結果、事業内容、規模、事業地周辺状況等の確認(埋立・土地造成・開墾の面積、森林伐採面積、用地取得・住民移転規模、先住民族の有無、プロジェクトサイト内の保護区の有無、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うか否かの確認を含む)(カテゴリ A に変更する必要があるか否かを JICA が判断する必要があるため、上記事項の確認が取れ次第、速やかに JICA に連絡すること)

(エ)スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

(オ)影響の予測

(カ)影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(キ)緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(ク)環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ケ)予算、財源、実施体制の明確化

(コ)ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(サ)簡易住民移転計画の作成・支援(必要な場合)

本事業においては、用地取得・非自発的住民移転の必要性について、現時点では明確ではない。JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には、簡易住民移転計画案の作成、進捗確認及びフォローを行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は以下①～⑫の通り。

また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。また、本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認を行うこと。

①用地取得・住民移転の必要性

かける。

- ②事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩費用と財源
- ⑪実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

1 2) 概略事業費の積算 (Annual Fund Requirement 含む)

事業の詳細コスト積算にあたっては、各事業コンポーネントの内容、工事個所を確認し、資材、機器単位での価格の妥当性について確認すると共に、その工事費用についても妥当性を確認する。各コンポーネントの工事内容、工事個所については、現地調査を踏まえた検討結果に基づき、C/P 機関と協議の上、決めることとする。

- 1) 尚、概略設計にあたっては、6. (3) 1) に留意の上、基本的に以下の項目につき積算を行う。(このうち、下線部については、その算出方法等を JICA から指示することがある)。なお、資機材の積算においては、価格動向を十分に調査すること。また、報告書には、事業総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA に提出すること。事業の詳細コスト積算にあたっては、JICA が提供するコスト計算支援システム (EXCEL ファイル) の様式にて提出する。積算の妥当性の確認にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照し、積算にあたっては、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

- (ア). 本体事業費
- (イ). 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- (ウ). 本体事業費に関する予備費
- (エ). 建中金利
- (オ). フロントエンドフィー
- (カ). コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)
- (キ). その他 (融資非適格項目)
 - ① 用地補償費等
 - ② 関税・税金
 - ③ 事業実施者の一般管理費
 - ④ 他機関建中金利 (必要に応じて)
 - ⑤ 完成後の維持管理費
 - ⑥ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑦ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

また、当該円借款候補案件の概算事業費算出にあたっては、以下の(ア)～(エ)を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、その結果をJICAが指定する様式にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善 2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

1.3) 最適計画の策定

(ア) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

① 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

② 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

③ 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

(イ) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

(ウ) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

(エ) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

14) 財務情報

事業の実施及び運営・維持管理に必要な資金手当の方法について以下1)～2)を念頭に確認を行う。

1) 中央政府、地方省の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用に係る中央政府の各地方省に対する予算手当の方針、予算計画、各地方省の財務状況等を踏まえ事業実施に問題がないことを確認する。

2) 実施機関の財務健全性

実施機関の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。本事業に対する円借款の一部が各地方省への転貸となる可能性も考えられる為、JICAに相談の上、必要に応じ、転貸が適用される場合の財務持続性の検証を行うこと。

15) 事業効果の確認

本事業を1)定量的効果 2)定性的効果に分類し、定量的効果については可能な限り、定量的指標(運用・効果指標)を設定し、ベースライン値とともに、本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。このほか、定量的指標として経済的内収益率(EIRR)を算出する。本事業の定量的指標(運用・効果指標)として保全林に区分されていた地域の裸地面積、天然更新実施面積、保全実施面積、新規植林による活着率等を想定している。さらに、本案件では、造林等による温室効果ガス

排出削減が期待されるため、本事業による温室効果ガス削減量についても算定すること。また本事業は、気候変動適応策として貢献することが期待されることから、当該適応策として便益の維持、拡大にどのように貢献しているのか、定性的効果検討過程で明らかにすること。温室効果ガス削減量算定にあたっては、別途 JICA が提供する国際協力機構気候変動対策ツール/緩和策（2011年6月）を用いて算定すること。

16) 事業リスクの分析

上記(2)調査項目1)事業の妥当性確認にあたっては、JICAが指定するリスク管理シートも活用し事業のリスク分析も行うこと。

17) ドラフト・ファイナルレポートの作成及び協議

(1)に係る調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、JICAからのコメントを反映した上でベトナム政府、4地方省関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

18) ファイナルレポートの作成及び協議

ドラフト・ファイナル・レポートに係るベトナム政府、4地方省関係者との協議結果、JICAからのコメントを反映の上、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する資料は以下のとおり。このうち、本契約における最終成果品は7.(1)の4)ファイナル・レポート及び5)デジタル画像集とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、報告書の製本、印刷にあたっては、2014年11月付「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf)を参照のこと。

(1) 報告書の種類

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
提出時期：2015年12月下旬（調査開始後10日以内）

部 数：和文 3 部、英文 3 部、越文 3 部（簡易製本）

2) インテリム・レポート

記載事項：調査の途中経過

提出時期：2016 年 3 月下旬

部 数：和文 3 部、英文 5 部、越文 5 部（簡易製本）

別紙調査に係る報告書

記載事項：別紙調査結果の全体成果

提出時期：2016 年 3 月下旬

部数：和文 2 部、英文 2 部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。

提出時期：2016 年 5 月下旬

部 数：和文 3 部、英文 5 部、越文 5 部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）

調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、必要な入札関連情報については、報告書に含めるのではなく、別途資料として提出する。

提出時期：2016 年 6 月下旬（ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントを受け取ってから 1 カ月後）

部 数：英文 7 部（製本版）、英文 3 部（簡易製本版）、越文 5 部（製本版）、和文 3 部（製本版 要約含む）、CD-R 3 部

5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R 2 部

※ファイナル・レポートは、一定期間非公開となる情報を含む為、一定期間非公開になる情報を除いた簡易製本版（3 部）を作成し、調査終了後、同簡易製本版を速やかにインターネット上で公開する。一定期間非公開となる情報は、原則、以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所に関しては、別途 JICA と協議の上決定する。

- i. コスト積算、調達パッケージ、経済、財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ii. 関係省庁、C/P 機関の経営、財務情報のうち公開されていない情報

(2) 報告書の仕様

- 1) ファイナル・レポート以外の報告書についての作成仕様は、A4 版ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。
- 2) ファイナル・レポートの作成仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf)

(3) 報告書の作成についての留意事項

- 1) 各種報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- 2) 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- 4) 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 5) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は2015年12月下旬に開始し、2016年3月下旬までにインテリム・レポート、2016年5月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2016年6月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出を想定している。本事業審査にあたり、ドラフト・ファイナル・レポートの説明に合わせてJICAのファクトファインディングミッションを実施予定であることから、本業務開始は、契約締結後できるだけ早く業務を開始することが望ましい為、業務開始時期についてはJICAと相談のこと。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約18.00MMとする。

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- ① 総括/持続的森林管理（2号）
- ② 森林開発/森林管理（3号）
- ③ 農村開発/生計向上（3号）
- ④ 小規模インフラ
- ⑤ 環境社会配慮
- ⑥ 事業管理体制/人材育成計画
- ⑦ GIS/リモートセンシング
- ⑧ 経済財務分析

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 業務調整団員/調査補助団員

必要に応じ、全体MMを超えない範囲で業務調整団員を配置することを認める。調査補助団員として、適切な人員配置、担当分野があれば、現地のリソースの活用を念頭にプロポーザルで提案することを認める。

(4) 現地通訳

必要に応じ、英語—ベトナム語の通訳を現地にて備上することを認める。

4. 配布・公開資料

[配布資料]

- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト 詳細計画策定結果
- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト 詳細計画策定調査 持続的森林管理 1/評価分析担当報告書
- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト 有償資金協力の事業案(英文)
- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト 詳細計画策定調査 持続的森林管理 2/有償資金協力可能性調査担当報告書 (現地調査報告書<北西部4省における有償資金協力の実施可能性>)
- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト 詳細計画策定調査 生物多様性保全担当報告書
- ・ベトナム国北西部持続的森林管理事業に係る討議議事録 (Minutes of Meetings on the mission for the preparatory survey on sustainable forest development project in the northwest sub region agreed upon between Ministry of Agriculture and Rural Development and Japan International Cooperation Agency)
- ・ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト R/D
- ・ベトナム国北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト 終了時評価調査報告書 (案)
- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2011年6月)

[公開資料]

- ・ベトナム国 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト(生計向上コンポーネント)業務完了報告書 要約
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010147.html>)
- ・「ベトナム国ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクトファイナルレポート」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014822.html>)
- ・ベトナム国「持続的自然資源管理プロジェクト」事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400626_1_s.pdf)
(下記英文報告書は、「保全林造林・持続的管理事業」の準備調査に該当するもの)
- ・ The preparatory survey on the project for restoration and sustainable

management of protection forests in the Socialist Republic of Vietnam : final report Vol.1

(http://open_jicareport.jica.go.jp/880/880/880_123_11996824.html)

- ・ The preparatory survey on the project for restoration and sustainable management of protection forests in the Socialist Republic of Vietnam : final report Vol. 2 1/2

(http://open_jicareport.jica.go.jp/880/880/880_123_11996832.html)

- ・ The preparatory survey on the project for restoration and sustainable management of protection forests in the Socialist Republic of Vietnam : final report Vol. 2 2/2

(http://open_jicareport.jica.go.jp/880/880/880_123_11996840.html)

- ・ ODA の点検と改善 2007

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/ugoki/tenken_kaizen/pdfs/2007_honbun.pdf)

5. 調査用資機材

- (1) JICA が別途購入し、本コンサルタントに貸与する機材
特に想定していない。

- (2) その他

調査に必要な考えられる簡易測定用機材等については、資機材等購送費(損料ベース等)で見積もり、計上する。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。以下の項目以外に現地再委託による調査が妥当な項目があればプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

- (1) 環境社会配慮

7. その他の留意事項

- (1) 関係者との連絡

先方関係機関、在ベトナム日本大使館、JICA ベトナム事務所、JICA 東南アジア部、地球環境部等との連絡を緊密に行い、調査進捗報告にあたっては、資料を用いて効果的、効率的な報告となるよう配慮すること。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 複数年度契約

本業務については年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

ベトナム国北西部4省持続的森林管理事業 協力準備調査
先行無償資金協力の教訓・成果活用に係る調査仕様書

1. 目的

先行無償資金協力の教訓・成果活用に係る調査は、植林地造成に取り組む同国において、森林の開発と維持に係る事業効果に関し、本事業の有効性・インパクト及び持続性の観点から事業実施上の課題を整理する目的で実施する。

JICAは、2010年から2014年に無償資金協力「第二次中南部海岸保全林植林計画」を実施し、クアンガイ省ドゥックフォー県の海岸域5カ村を対象に、414.49haの海岸保全林を造成しており、本調査では同事業の教訓・成果を有効性・インパクト及び持続性の観点から以下の通り確認することとする。

尚、同無償資金協力は、当初、クアンガイ省及びクアンナム省を対象地として事業を開始したが、クアンナム省は2011年3月に対象地から除外されている。

2. 調査項目

(1) 同無償資金協力の事業効果の発現度合いに関連し、以下の項目を調査、確認する。

- ア. 対象5カ村の土地面積、土地利用区分及び区分別面積、区分別面積の推移（事業実施前後など）。
- イ. 造成された海岸保全林のうち、平均樹高1m以上の生育状況にある森林面積。（または、樹木数）
- ウ. 対象5カ村において、強風や飛砂被害を受けた海岸砂地周辺住民（世帯数）の割合。
- エ. 対象5カ村において、強風や飛砂被害を受ける土地面積。
- オ. 建設された監視塔の活用状況。
- カ. 事業の正のインパクトとして、対象地以外への保全林の普及展開、あるいは植林技術の他地域への移転・紹介などの有無及びその内容。
- キ. イ～エの指標の達成状況に関し、同無償資金協力による貢献の度合いの確認、及び目標を下回る場合の事業効果を阻害する要因として、山火事、病虫害、家畜による食害、台風等による倒木、塩害、違法伐採などの発生の有無及びその内容と対処。
- ク. その他、事業の波及効果としての正もしくは負のインパクトの有無及びその内容。（例、農地面積、農業生産／収入、生活環境、経済活動、自然災害、森林・環境保全（ウミガメの産卵場所となっていることが事業

化調査で確認されている)、住民移転など)

(2) 事業効果の持続性に関連し、以下の項目を調査、確認する。

- ア. 実施機関である農業・農村開発省森林事業管理委員会に関し、
 - a. 事業実施期間中及び実施後の組織体制（責任者、人員配置）
 - b. 事業実施による担当者の技術・能力向上の内容
 - c. 事業実施中及び実施後の予算確保の状況
 - d. 事業実施中及び実施後のモニタリング・評価活動
- イ. クアンガイ省において、造成された保全林の維持管理に関し、
 - a. 事業実施期間中及び実施後の組織体制（責任者／管理主体、関係部署、人員配置、地域住民参加）
 - b. 事業実施による関係者の技術・能力向上の内容
 - c. 事業実施期間中及び実施後に確保される関係部署の予算状況
 - d. 事業実施期間中及び実施後の維持管理活動の実際の状況（監視塔の維持管理も含む）
 - e. 保全林の意識啓発・啓蒙活動の有無及びその内容（事業実施中にベトナム側で行った、放送、ポスター配布、消火活動等の森林管理・保全に関する啓もう活動等の継続状況を含む）
 - f. 保全林の維持管理を促進する要因・インセンティブ
 - g. 保全林の維持管理を阻害する要因
 - h. 事業実施期間中及び実施後の農業・農村開発省による支援内容
- ウ. 事業対象エリアの土地利用に関し、
 - a. 用地の確保及び使用権の確認に係る課題の有無
 - b. 境界線の現場確認作業の有無及びその課題
 - c. 造成された保全林の用地転換（計画を含む）の有無、用地転用に係る手続き・プロセスの適切性、用地転用があった場合の理由
 - d. 事業対象エリアの選定に係る基準（基本的な考え方）及び経緯、またこれに伴う課題あるいは留意事項

3. 調査方法

質問票、インタビュー、サイト踏査等。

4. 備考

本調査に関する調査結果は別冊（和文2部、英文2部、簡易製本）として取り纏め、インテリム・レポート提出時にJICAにのみ提出する。

以上

